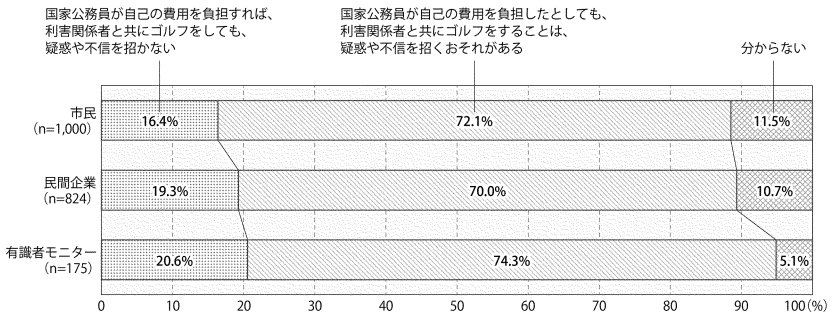
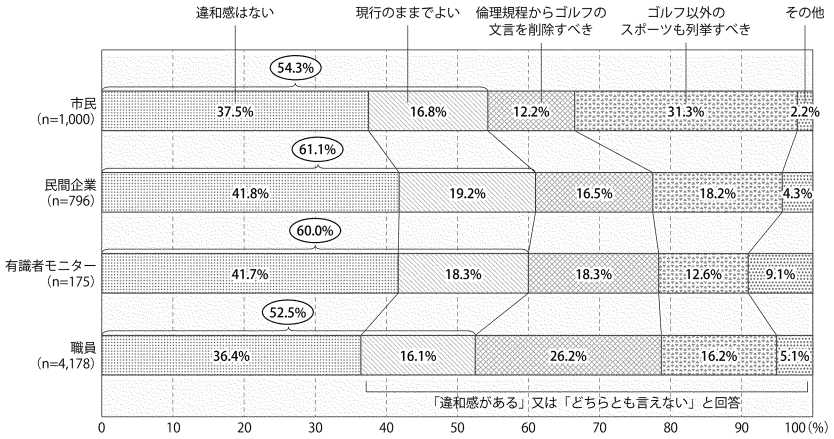
図7　国家公務員が利害関係者と共にゴルフをすることに対してどのように考えますか。



(エ)　ゴルフ禁止規定の見直しに対する考え（市民・民間企業・有識者モニター・職員アンケート結果）[図８]

スポーツの中でゴルフのみが倫理規程の禁止行為として列挙されていることについてどのように感じるかと尋ねたところ、「違和感はない」又は（「違和感がある」若しくは「どちらとも言えない」が）「現行のままでよい」と回答した者の割合は、市民アンケートでは54.3%、民間企業アンケートでは61.1%、有識者モニターアンケートでは60.0%、職員アンケートでは52.5%で、いずれのアンケートでも５割を超える者がゴルフ禁止規定の見直しに消極的な回答であった。

図8　スポーツの中でゴルフのみが倫理規程の禁止行為として列挙されていることについて、どのようにお感じですか。



以上のような結果も勘案し、倫理審査会としては、現時点ではゴルフ禁止規定を見直すことは困難であると判断した。

各種アンケートや懇談会等での意見聴取は、国家公務員の倫理感や倫理規程に定められた行為規制などに対する各方面の印象や見方など、公務員倫理をめぐる状況の的確な把握に資するものであり、倫理審査会としては、今後とも倫理保持のための施策の企画等に活用するため幅広い意見聴取に努めていく。

第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

１　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

(1)　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき5,000円を超える贈与等を受けたときは、四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。

(2)　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

(3)　所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第８条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

２　各種報告書の提出状況等

(1)　贈与等報告書の提出状況

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成23～27年度）は、表１のとおりである。

表1　贈与等報告書の提出状況（平成23～27年度）

区分／年度	金銭、物品等の供与		飲食の提供等		報酬		合計
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)
平成23年度	55	1.9	1,486	50.6	1,394	47.5	2,935
平成24年度	89	2.5	1,979	55.7	1,484	41.8	3,552
平成25年度	48	1.2	2,434	60.6	1,536	38.2	4,018
平成26年度	93	2.1	2,610	59.7	1,671	38.2	4,374
平成27年度	95	2.8	2,552	74.9	761	22.3	3,408

（注）１　平成28年４月～12月における提出状況は2,223件（前年同期2,345件、以下同じ。）で、その内訳は、「金銭、物品等の供与」関係が47件（54件）、「飲食の提供等」関係が1,645件（1,711件）、「報酬」関係が531件（580件）となっている。
２　平成27年度各府省等別内訳については、補足資料参照。
３　平成27年度より、国立病院機構が国家公務員倫理法の適用除外となっている。

「金銭、物品等の供与」関係の主な贈与品は、書籍、食料品・アルコール飲料、スポーツ・観劇等のチケット類であり、「飲食の提供等」関係の主な提供者は、財団・社団法人等、民間企業及び外国企業・団体であり、「報酬」関係の主なものは、原稿料・印税、講演や編さんに対する報酬であった。

指定職以上の職員に係る平成27年度の提出人数は771人となっている。倫理審査会では、この指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しについて、特定の事業者等から繰り返し飲食の提供、贈与等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

(2)　株取引等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書の提出件数（平成23～27年）は、表２のとおりである。